

4-（5）リアルタイムGPS運行管理システムなどの先進的運行管理システムの導入  
【申請案内P.71～74】

問1. 提出する書類は、何台分必要か。

答1. 1台分で構いません。

問2. グループ3-（3）で提出する車両と同じ車両でも構わないか。

答2. 構いません。

ただし、提出する項目の都度、ナンバープレートがわかる車両正面の写真、及び車検証（電子車検証においては自動車検査証記録事項）を提出してください。

（グループ3-（3）、4-（5）それぞれに添付してください。）

問3. パソコンの画面を1枚の写真で撮ると、中の文字が見えなくなってしまう。その部分を拡大して撮った写真でもよいか。

答3. 1つの画面を分割して撮影することは構いません。

ただし、該当する部分（文字が書いてある部分）のみ拡大したものは、システム全体の運行管理画面が確認できないため、画面をカメラで撮影した写真ではなく、パソコンのスクリーンショット（Print Screen等）を推奨します（写真より鮮明に写るため）。

問4. 基準日時点で運行管理システムを導入していたが、運行管理画面の日付が7月2日以降になってしまった。これでも対象になるか。

答4. 基本的に基準日（7月1日）現在の取組を評価しますが、書類作成の都合上やむを得ず基準日以降の日付となった場合は、添付書類にその旨を記載（手書き可）してください。

例）「画面上は基準日以降の日付ですが、基準日現在でシステムを導入しています。」

問5. 運行管理をPCではなく、スマートフォンやタブレットで行っているが、問題ないか。

答5. 問題ありません。審査に必要な情報を確認できるように資料を提出してください。